

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和4年3月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100487号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100081号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和62年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社からの出向社員としてB社(現在は、C社)に継続して勤務していたが、年金記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和62年3月31日、B社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が同年4月1日となっている。年金記録に空白期間があるのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、A社において厚生年金保険の被保険者であった従業員の陳述及びC社から提出された「昭和62年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、請求期間においてA社からの出向社員としてB社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和62年2月の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に亡くなっており、昭和62年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における加入員資格喪失年月日である同年3月31日となっており、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金

の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100499号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100079号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年4月24日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成27年4月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年4月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年4月24日

請求期間にA社から賞与15万円が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び振込内容確認一覧表(総合振込)により、請求者は、平成27年4月24日に賞与15万円を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年4月24日支給の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100500号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100080号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年4月24日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成27年4月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年4月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年4月24日

請求期間にA社から賞与15万円が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び振込内容確認一覧表(総合振込)により、請求者は、平成27年4月24日に賞与15万円を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年4月24日支給の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。